

松伏町第5次総合振興計画 序論・基本構想（案）

松 伏 町

目次

第1章 序論

1 計画策定の目的	
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画策定指針	1
(3) 計画の構成と期間	1
2 計画策定の背景	
(1) 町を取り巻く社会潮流	3
(2) 町の現状	6
3 町民意識	
(1) 町民意識調査	14
(2) 地区別町民懇話会	15
(3) 町民意識調査と地区別町民懇話会からの二ーズ	16
4 まちづくりの主要課題	18

第2章 基本構想

1 町の将来像	20
2 まちづくりの視点	20
3 将来人口	22
4 まちづくりの目標 ～主要施策～	23
5 土地利用構想	30

第1章 序論

1 計画策定の目的

(1) 計画策定の趣旨

本町は、平成16年度を始期とし、「笑顔と夢が花咲く、緑あられるみんなのまち！」を将来像に掲げた松伏町第4次総合振興計画を策定し、各分野にわたる取組みを積極的に推進してきました。

この間の社会経済の潮流は以前にも増して大きく変化しており、急速な少子・高齢化の進行、厳しさが増す国・地方の財政状況、景気の低迷と雇用環境の悪化、非正規雇用の増加による所得格差の拡大など、私たちの生活と社会の姿を大きく変えています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、自然災害への危機管理意識を高めるとともに、現代に生きる私たちの生活スタイルそのものの見直しを迫るなど、暮らしに大きな影響を及ぼしています。

一方、地域の実情に合った最適な行政サービス提供の実現をめざすことを目的に、地方自治体を支える制度的枠組みが変わりつつあります。総合振興計画策定についても、地方自治法の一部改正が行われ、市町村の基本構想策定の義務付けが撤廃されています。

しかし、限られた財源を有効に活用して計画的にまちづくりを進めていくには、引き続き長期的ビジョンを示す必要があることから、本町では、基本構想策定条例を制定し、将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての指針となる基本構想の策定を義務化し、ここに新たな「松伏町第5次総合振興計画」を策定しました。

(2) 計画策定指針

① 町民本位の計画づくり

多様化する町民ニーズに対応したまちづくりを行うため、町民参加による、町民と行政との協働による計画とします。

② 実効性のある計画づくり

まちづくりの重点課題を明確にし、第5次総合振興計画の期間中に優先的・重点的に取り組むべき施策を絞り込み、戦略的かつ実効性のある計画の策定に努めます。

(3) 計画の構成と期間

「松伏町第5次総合振興計画」は、基本構想、基本計画、実施計画により構成されます。

基本構想

本町がめざす将来像とそれを実現するための長期的な指針として、土地利用構想や将来人口推計、また施策の大綱などを定めます。

計画期間は平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

基本計画

基本構想に定めた将来像を実現するため、施策の大綱に基づき基本指針と数値目標、個別の施策を体系的に示します。

計画期間は5年間で、平成 26 年度から平成 30 年度までを前期基本計画、平成 31 年度から平成 35 年度までを後期基本計画とします。

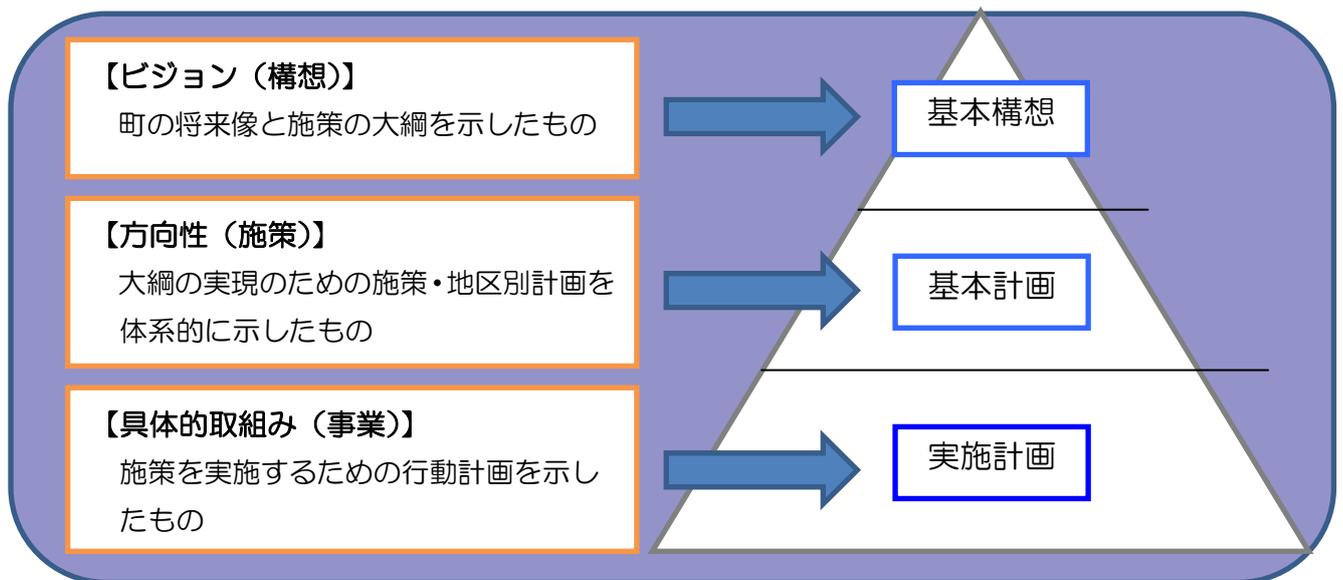
実施計画

基本計画で示された施策を実現するための行政計画で、予算編成や行政運営の指針となります。計画期間は3年間で、毎年度更新します。

計画の構成と期間

年度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
基本構想	← 10カ年 →									
基本計画	← 前期基本計画 →					← 後期基本計画 →				
実施計画	← →			← →			← →			

基本構想・基本計画・実施計画の関係



2 計画策定の背景

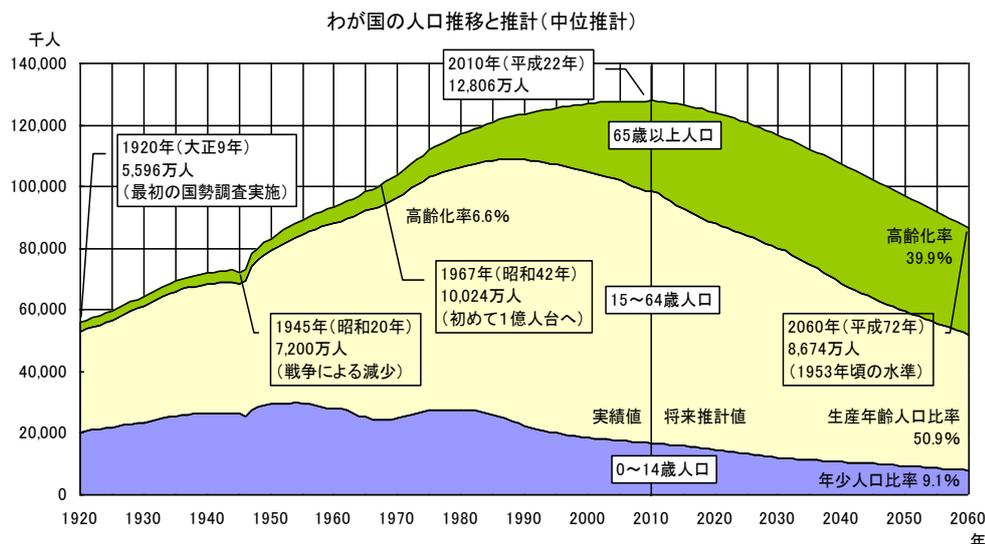
(1) 町を取り巻く社会潮流

人口減少と高齢社会の進行

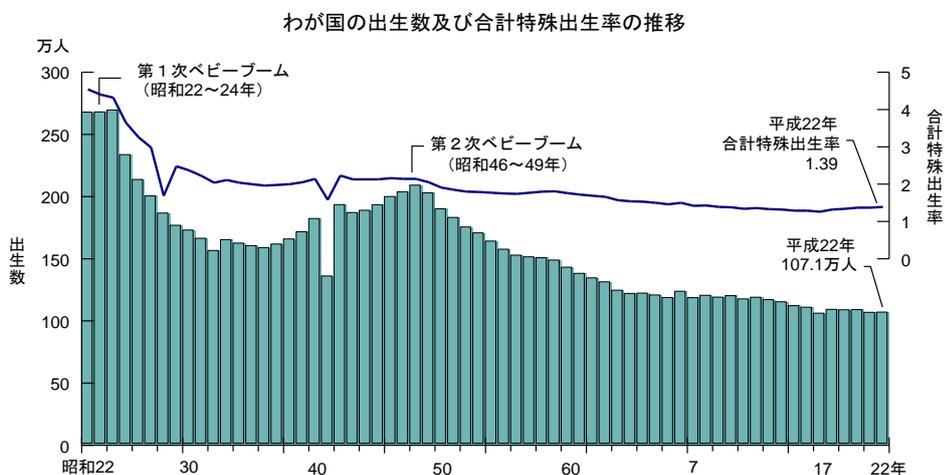
日本の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によれば、2010年（平成22年）の国勢調査では1億2,806万人で過去の国勢調査のなかでは最も多いものの、2060年（平成72年）には8,674万人、現在の68%にまで減少すると予測され、生産年齢人口比率も63.8%から50.9%へと大幅な低下が見込まれています。

高齢化率は2010年（平成22年）の国勢調査で23.0%と世界一であり、2060年（平成72年）には39.9%となり、約2.5人に1人は高齢者になると推計されています。

また、高齢人口（65歳以上）は、2012年（平成24年）から2014年（平成26年）の間に団塊世代が65歳以上となり、高齢人口は3,000万人を超え、2014年（平成26年）には高齢人口が年少人口（0～14歳）の倍になると予測されています。



(資料) 2010年までは総務省統計局「国勢調査」[10月1日現在推計人口]
 2011年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」出生中位（死亡中位）推計
 注：1941～1943年は1940年と44年を中間補完、1946～71年は沖縄県を含まない。



合計特殊出生率は15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(資料) 厚生労働省人口動態統計

経済を取り巻く社会環境の変化

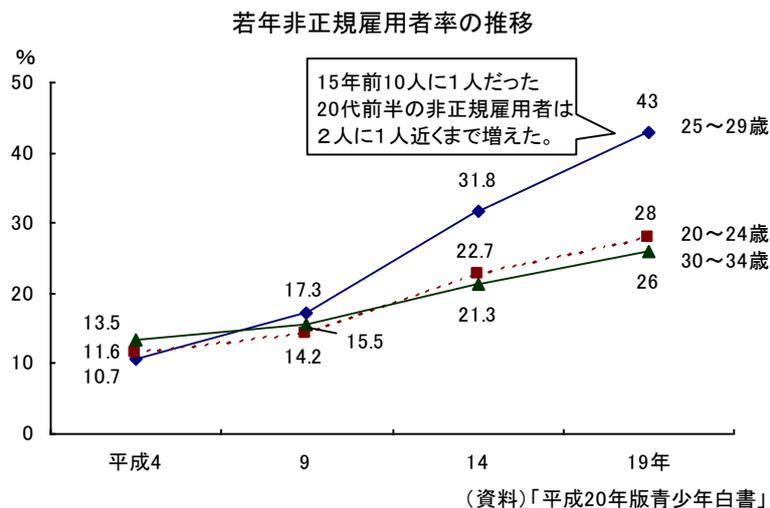
日本経済は、バブル経済崩壊以降、長期的な景気の低迷が続いています。世界規模での競争が激化するなか、少子高齢化の急速な進展は、生産年齢人口の減少といった厳しい社会環境の変化に直面しています。

少子高齢化の進展による人口構造の変化は、経済に大きな影響を及ぼす可能性があり、経済規模の縮小や労働力の低下、社会保障費の増大などが懸念されています。

将来への不安と地域コミュニティの弱体化

社会経済状況が急激に変化するなかで、経済成長が低迷し、価値観が多様化するとともに、時代の先行きの不透明感も加わり、生活をめぐるさまざまな不安の高まりがみられます。高度経済成長を支えた終身雇用が崩壊し、正社員に代わり派遣職員などを非正規で雇用するなど、不安定な労働条件によりフリーターや若年失業者が増加傾向にあります。

こうしたことを背景に、所得の格差が拡大するとともに、地域社会の衰退により、地域における人間関係の希薄化、地域コミュニティの弱体化が懸念されています。



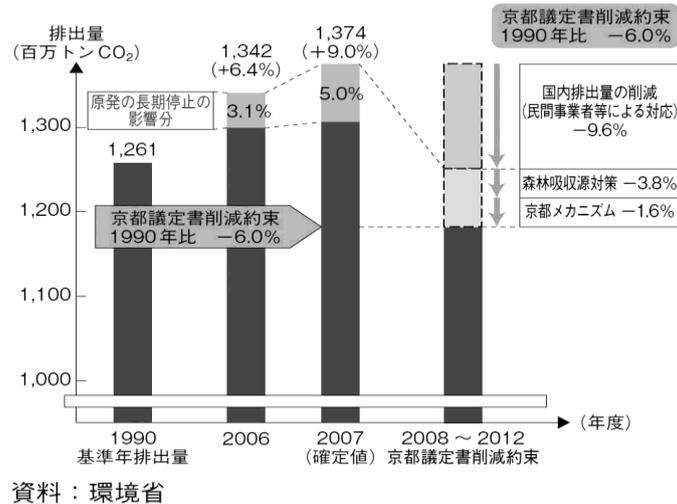
環境・エネルギー問題

地球温暖化の進行により、異常気象による自然災害や生態系への影響などが深刻化しており、温室効果ガスの排出抑制は、喫緊の課題となっています。

地球温暖化対策については、国際的な枠組みとして平成9年に京都議定書が採択され、先進国全体の2008年(平成20年)から2012年(平成24年)までの排出量を1990年比で少なくとも5%削減することを目的として各国の数値目標(日本は6%削減)を定めています。

さらに、東日本大震災による原子力発電所の事故は、エネルギーのありかたについて根本的な問題を提起しました。エネルギーを大量消費する生活様式の転換を図るなど、地球にやさしく安全で再生可能なエネルギー資源の確保など、環境エネルギー問題に対する関心が高まっています。

京都議定書目標達成計画の進捗状況



災害に対する危機管理

東日本大震災は、多くの尊い命を奪うとともに、かつてないほどに広範囲な地域に大きな被害を及ぼしました。また、福島第一原子力発電所の事故による放射能物質の拡散は、放射能被害という新たな災害を引き起こし、経済活動や日常の暮らしに大きな影響を与えています。

また、台風や集中豪雨の被害なども頻発しているほか、原子力発電所の事故にみられるように科学技術の進歩や都市化の進展とともに災害原因が複雑かつ多様化していることから、一人ひとりが安全意識を高めるとともに、社会をあげてこれらに備えておくことなど、安心、安全に対する関心が高まっています。

地域の自主性・自立性の向上

地方分権・地域主権改革の推進によって地方自治体は、地域政策、条例制定等の決定権限が強まり、役割や責任の範囲が拡大し、自らの判断が重要となっています。その結果、住みやすさ、暮らしやすさなどにおいて、自治体間で格差が生じる可能性が高まっています。

そのためにも、最小の経費で最大の効果が出るよう、限られた財源のなかで、多様化する町民ニーズに対応するため、まちづくりの知恵とアイデアを発揮し、地域を経営するという視点が強く要求されています。

また、町民一人ひとりの意欲が活かされるよう、行政と連携した協働のまちづくりなど、地方の自主性・自立性を高める必要性が高まっています。

(2) 町の現状

①町の歩み

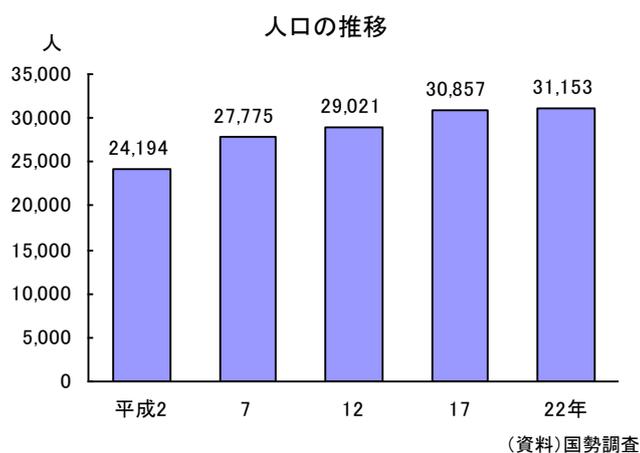
明治 22 年の町村制施行で、松伏、大川戸、田島、上赤岩、下赤岩の 5 か村が合併した松伏領村と、金杉、魚沼、築比地の 3 か村が合併した金杉村が誕生しました。

その後、昭和 30 年に町村合併促進法によって、松伏領村と金杉村の 2 か村が合併し、新たに松伏領村が誕生しました。次いで、昭和 31 年に名称を松伏村と変更したのち、昭和 44 年には町制を施行し、現在の松伏町に至っています。

昭和 40 年代の高度経済成長期から、都市化の波が押し寄せはじめます。周辺都市や都心への通勤者に一戸建て住宅を供給するベッドタウンとして人口が増えはじめ、昭和 62 年の外前野特定土地区画整理事業により一層増加しました。

しかし、平成 3 年のバブル経済崩壊以降は、総合的な地価の下落により、住宅需要の都心回帰が進むなかで、本町の人口はゆるやかな増加に転じ、平成 13 年には人口が 3 万人を突破することとなります。

このように、これまで増加基調で推移してきた人口ですが、平成 21 年以降は一転して人口増加に歯止めがかかり、人口減少局面に入っています。



②町の概況

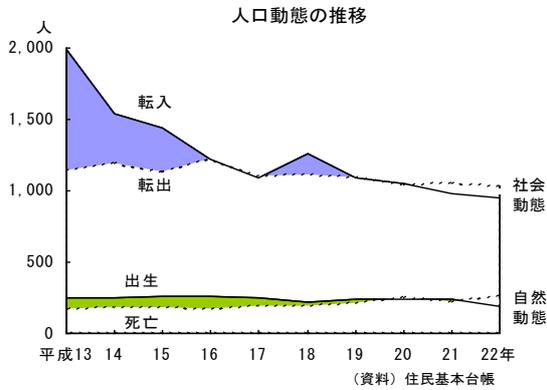
本町は、埼玉県の南東部に位置し、東西約 4km、南北約 7.5km、総面積は 16.22km²の広さを有します。町域の東は、江戸川を隔てて千葉県野田市、南は吉川市、西は大落古利根川を挟んで越谷市、北は春日部市と接しています。都心からの距離は約 30km です。

地形は、北東部にある標高約 14mの築比地台地を除いては、大落古利根川と中川による標高 4～6mの自然堤防と後背湿地によって形成されたほぼ平坦な低地となっています。

幹線道路は、南北方向に新たに整備された（都）松伏越谷線と県道春日部松伏線、県道葛飾吉川松伏線が走るとともに、地域高規格道路として東埼玉道路が計画されています。東西方向には（都）浦和野田線が計画されており、一部供用開始されています。

人口・世帯

- これまで人口増加を続けてきましたが、ここに来て人口増加に歯止めがかかりつつあります。転入人口の減少が大きな要因ではありますが、出生数の減少、死亡数の増加も次第に大きくなりつつあります。



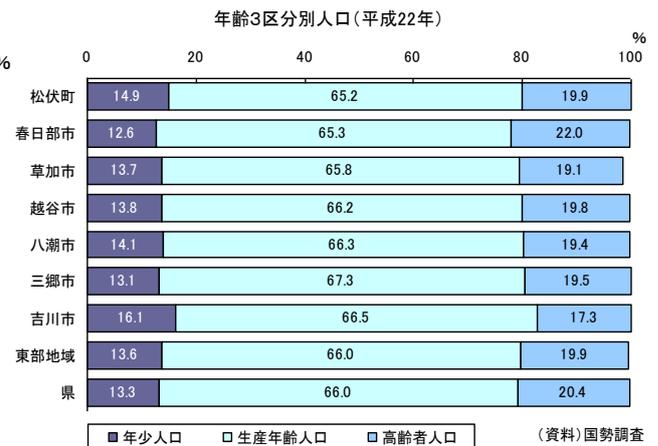
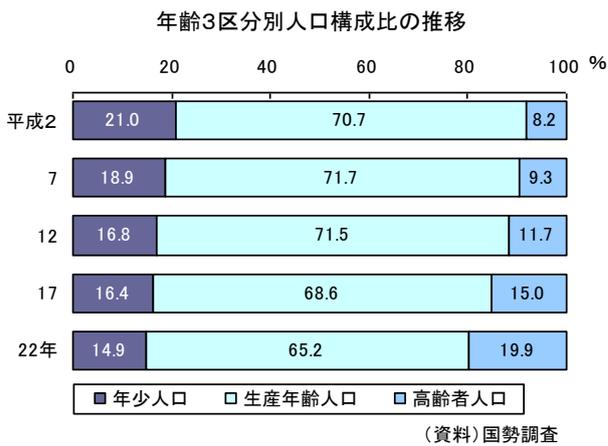
人口動態の推移

	出生	死亡	転入	転出	自然動態	社会動態
平成13	247	173	1,991	1,141	74	850
14	250	180	1,541	1,192	70	349
15	260	180	1,442	1,128	80	314
16	260	167	1,225	1,225	93	0
17	252	194	1,088	1,105	58	△ 17
18	222	193	1,262	1,113	29	149
19	240	211	1,091	1,092	29	△ 1
20	236	249	1,055	1,040	△ 13	15
21	237	225	981	1,047	12	△ 66
22年	194	259	946	1,033	△ 65	△ 87

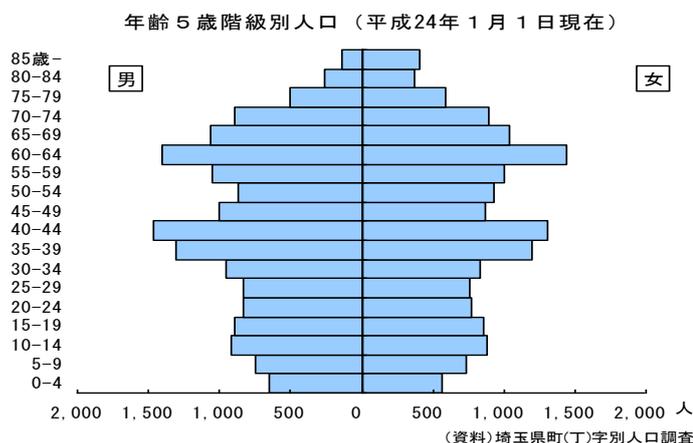
単位: 人

(資料) 住民基本台帳

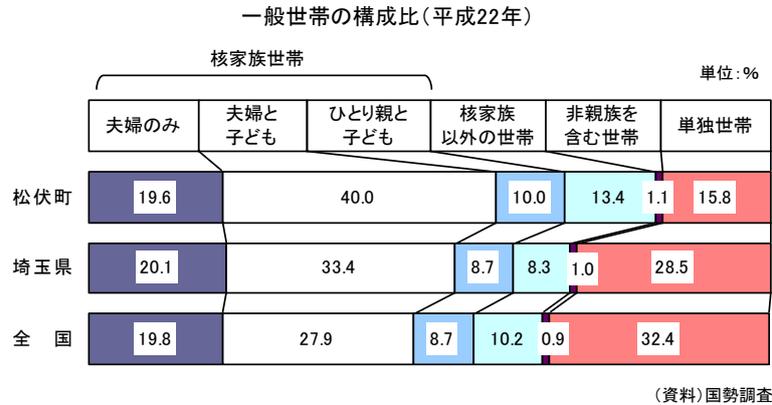
- 平成 22 年の国勢調査における年齢3区分別人口を周辺都市と比べると、0～14 歳の年少人口比率（14.9%）は、吉川市に次いで高いですが、15～64 歳の生産年齢人口比率（65.2%）は最も低くなっています。



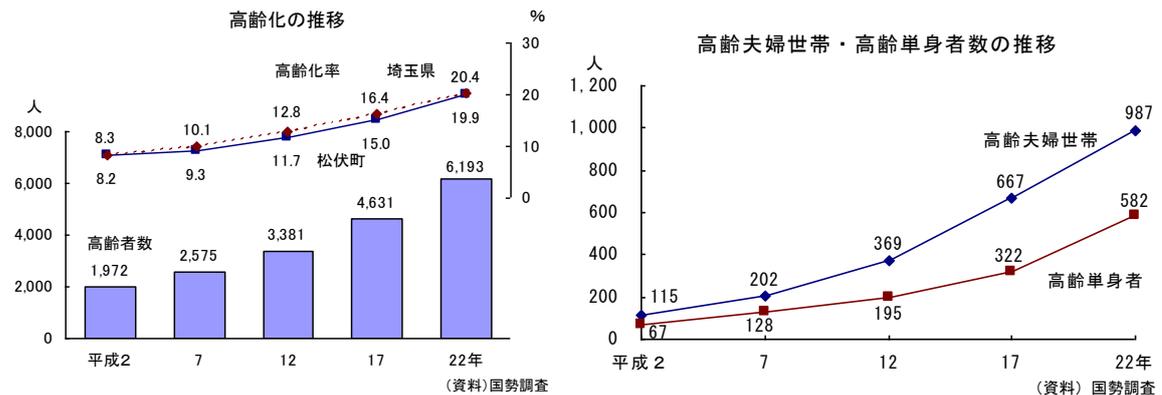
- 平成 24 年の松伏町の人口ピラミッドをみると、男性、女性ともに 40～44 歳、及び団塊の世代である 60～64 歳層が多くなっています。



- 世帯構成の特徴は、「夫婦と子ども」世帯が多いことであり、約 40.0%です。ちなみに県平均は 33.4%、全国平均は 27.9%となっています。



- 高齢化に伴い、平成 12 年の国勢調査以降、高齢夫婦世帯、高齢単身者ともに高い増加率となっています。



広域流動

- 昼夜間人口比率（昼間人口／夜間人口×100）は、平成 22 年 78.2%と周辺都市のなかでは最も低くなっています。

昼夜間人口比率

	平成12年			平成22年			昼夜間人口比率の差 H.22-H.12
	常住人口	昼間人口	昼夜間人口比率	常住人口	昼間人口	昼夜間人口比率	
松伏町	人 29,017	人 22,561	77.8	人 31,153	人 24,362	78.2	0.5
春日部市	—	—	—	237,171	194,419	82.0	—
草加市	224,382	183,507	81.8	243,855	208,533	85.5	3.7
越谷市	307,313	251,757	81.9	326,313	282,810	86.7	4.7
八潮市	74,943	74,672	99.6	82,977	80,999	97.6	△ 2.0
三郷市	130,954	103,659	79.2	131,415	112,541	85.6	6.5
吉川市	56,673	44,909	79.2	65,298	53,513	82.0	2.7
埼玉県	6,925,232	5,985,497	86.4	7,194,556	6,373,489	88.6	2.2

※春日部市は平成17年に合併のため、12年の数値はない

(資料) 国勢調査

- 町外への通勤流出率は 69.3%、約 7 割が町外通勤となっています。町外通勤者は増加が続いていますが、一方、町内で働く人は、平成 17 年から平成 22 年にかけて減少しています。

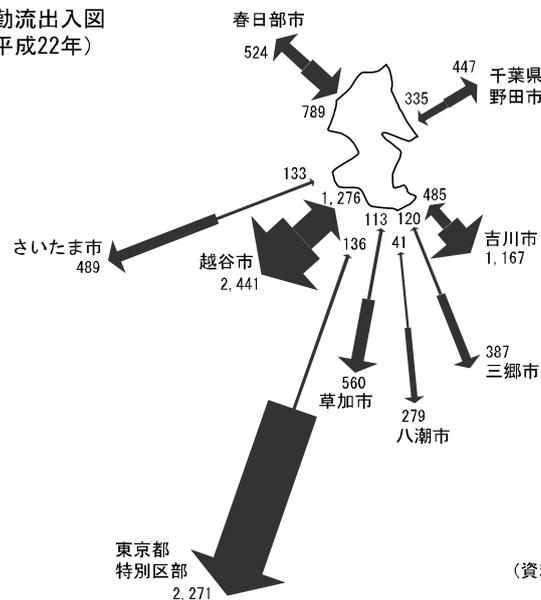
通勤流入率の推移

	通勤流入者	従業地による 就業者	流入率	通勤流出者	常住地による 就業者	流出率
	人	人	%	人	人	%
平成7	2,907	8,061	36.1	8,855	14,009	63.2
12	3,879	9,111	42.6	9,281	14,513	63.9
17	4,302	9,502	45.3	10,244	15,444	66.3
22年	3,983	9,094	43.8	10,378	14,975	69.3

(資料) 国勢調査

- 町外通勤者は、平成 22 年、越谷市、東京都特別区部、吉川市の順となっていますが、東京都特別区への通勤は減りつつあります。

通勤流入図
(平成22年)



(資料) 国勢調査

就業人口

- 総就業者は増加が続いていましたが、平成 17 年から平成 22 年にかけて減少に転じています。

産業別就業者数の推移

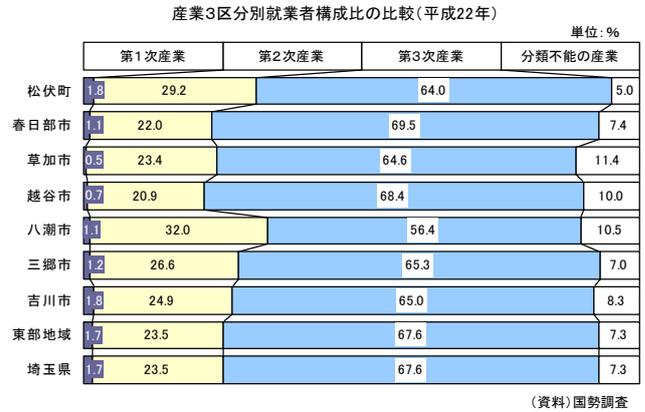
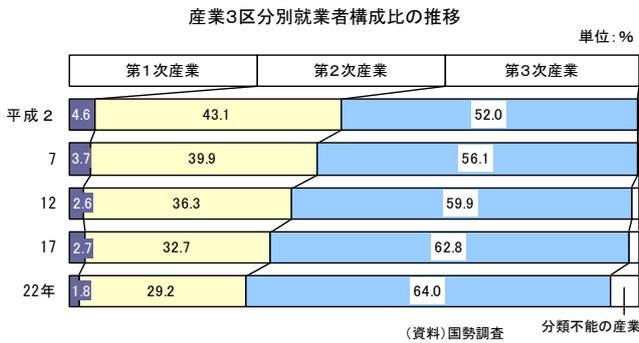
単位: 人

	総就業者数	増減数	第1次産業	増減数	第2次産業	増減数	第3次産業	増減数	分類不能
平成2	11,839	2,397	545	△ 91	5,101	893	6,157	1,584	36
7	14,009	2,170	517	△ 28	5,594	493	7,863	1,706	35
12	14,513	504	379	△ 138	5,269	△ 325	8,690	827	175
17	15,444	931	413	34	5,047	△ 222	9,699	1,009	285
22年	14,975	△ 469	268	△ 145	4,374	△ 673	9,581	△ 118	752

(資料) 国勢調査

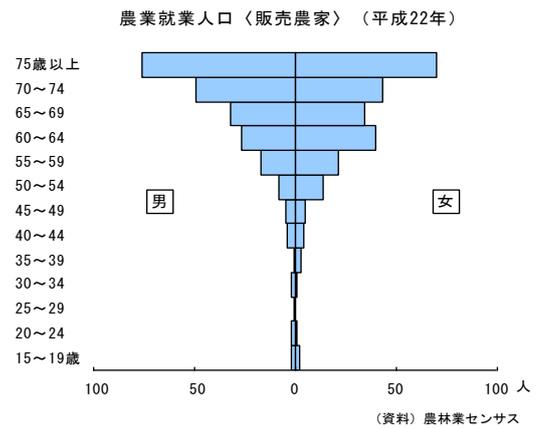
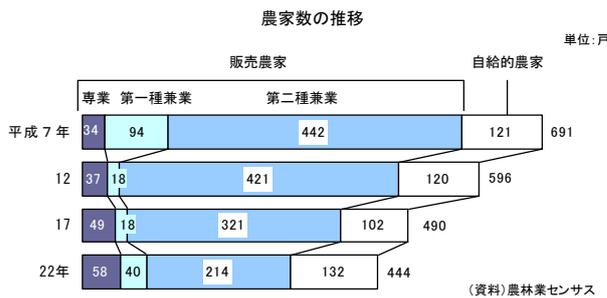
- 産業 3 区分別就業者構成比では、第 1 次産業、第 2 次産業ともに減少傾向にあります、第 3 次産業は、平成 17 年まで増加していたものの、平成 22 年には減少となっています。

- 松伏町の産業3区分別構成比を周辺都市と比べると、第1次産業及び第2次産業の構成比がやや高く、第3次産業の構成比がやや低くなっています。

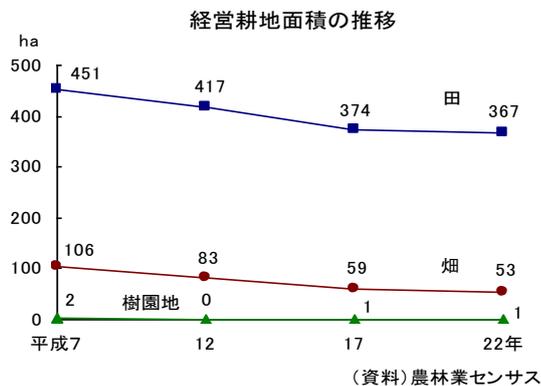


農業

- 兼業農家の自然淘汰が続いているのに対し、専業農家は戸数は少ないが増加しています。
- 販売農家は、担い手の約8割が60歳以上となっています。



- 経営耕地面積は、平成12年から平成22年の10年間において1割近い農地が失われています。



工業

- ・ 町内の事業所1カ所当たりの生産規模は、埼玉県と比較すると小さいものとなっています。
- ・ 町内の工業生産規模は次第に減少しており、なかでも、付加価値額の減少率が目立っています。



工業指標

	平成12年		平成22年		増減率(H.22/H.12)	
	松伏町	県	松伏町	県	松伏町	県
事業所数(カ所)	150	19,223	105	12,876	△ 30.0	△ 33.0
従業者数(人)	2,312	478,179	1,738	393,413	△ 24.8	△ 17.7
製造品出荷額等(万円)	3,678,538	1,447,403,271	2,966,462	1,285,315,534	△ 19.4	△ 11.2
付加価値額(万円)	1,576,026	542,653,826	1,133,549	433,606,761	△ 28.1	△ 20.1
付加価値率(%)	42.8	37.5	38.2	33.7	△ 10.8	△ 10.0
事業所1カ所当たり						
従業者数(人)	15.4	24.9	16.6	30.6	7.4	22.8
出荷額等(万円)	24,523.6	75,295.4	28,252.0	99,822.6	15.2	32.6
従業者1人当たり						
出荷額等(万円)	1,591.1	3,026.9	1,706.8	3,267.1	7.3	7.9
付加価値額(万円)	681.7	1,134.8	652.2	1,102.2	△ 4.3	△ 2.9

(注)付加価値率は、付加価値額÷製造品出荷額等×100

(資料)工業統計調査

- ・ 雇用の大きな業種は食料品、金属製品、プラスチック製品となっています。

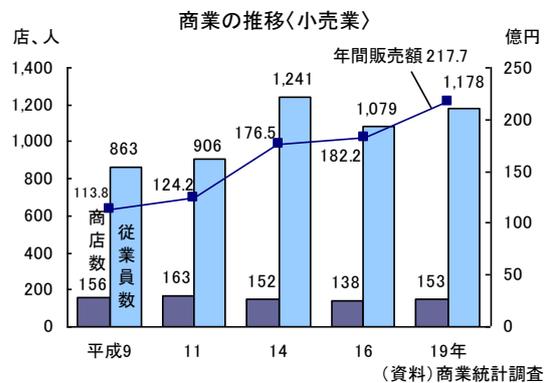
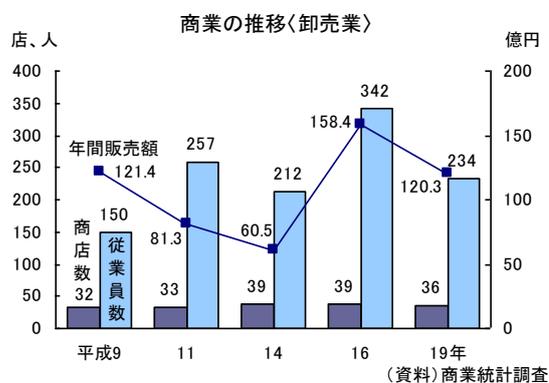
産業分類別の概況 (平成22年)

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等		付加価値額	
	カ所	構成比	人	構成比	万円	構成比	万円	構成比
総数	105	100	1,738	100	2,966,462	100.0	1,133,549	100.0
食料品製造業	12	11.4	584	33.6	1,247,528	42.1	341,548	30.1
飲料・たばこ・飼料製造業	3	2.9	44	2.5	36,360	1.2	21,667	1.9
繊維工業	2	1.9	22	1.3	X	X	X	X
木材・木製品製造業(家具を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-
家具・装備品製造業	2	1.9	14	0.8	X	X	X	X
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	3.8	53	3.0	128,705	4.3	57,616	5.1
印刷・同関連業	7	6.7	155	8.9	457,905	15.4	185,709	16.4
化学工業	1	1.0	15	0.9	X	X	X	X
石油製品・石炭製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
プラスチック製品製造業	16	15.2	218	12.5	237,642	8.0	112,087	9.9
ゴム製品製造業	2	1.9	35	2.0	X	X	X	X
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	1.0	13	0.7	X	X	X	X
窯業・土石製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-
非鉄金属製造業	1	1.0	5	0.3	X	X	X	X
金属製品製造業	24	22.9	301	17.3	429,236	14.5	193,741	17.1
はん用機械器具製造業	4	3.8	59	3.4	54,755	1.8	28,647	2.5
生産用機械器具製造業	11	10.5	99	5.7	93,541	3.2	45,423	4.0
業務用機械器具製造業	2	1.9	12	0.7	X	X	X	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	1.9	16	0.9	X	X	X	X
電気機械器具製造業	5	4.8	27	1.6	22,611	0.8	13,349	1.2
情報通信機械器具製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
輸送用機械器具製造業	3	2.9	29	1.7	18,778	0.6	10,808	1.0
その他の製造業	3	2.9	37	2.1	39,649	1.3	20,269	1.8

(資料)工業統計調査

商業

- 卸売業については、従業者数、年間販売額とも変動が大きいのに対し、小売業については従業者数、年間販売額とも変動は小さく増加傾向にあります。



- 小売業は、商店数は横這いであるのに対し、従業者数、年間販売額は伸びており、大型店の立地がこうした結果につながっているものと推測されます。

3 町民意識

(1) 町民意識調査

①調査の目的

本調査は、町民生活の現状、行政に対する要望及び評価、町民のまちづくりに対する意識等を的確に把握し、平成26年度を始期とする「松伏町第5次総合振興計画」の策定に資する資料を収集することを目的として実施しました。

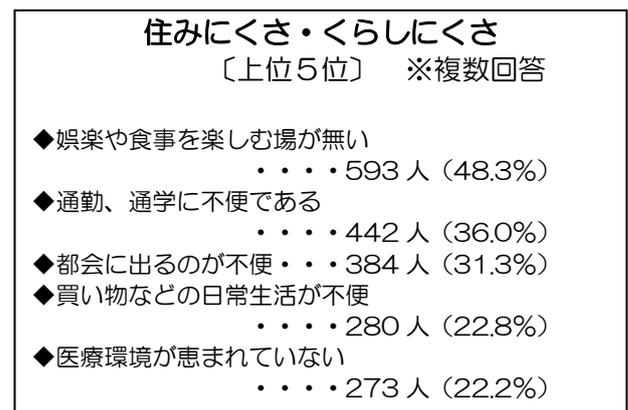
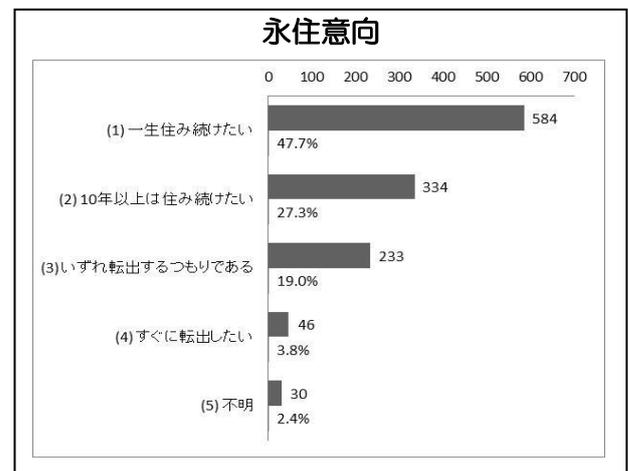
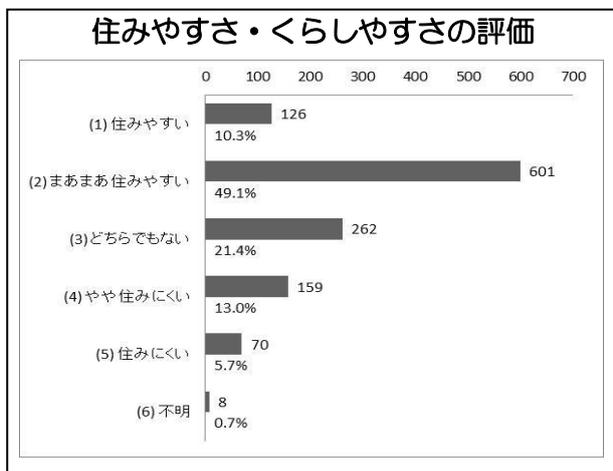
②調査方法

- ・調査地域：町内全地域を対象
- ・調査対象：町内在住の20歳以上の町民 男女3,000人
- ・抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出、町成人式参加者
- ・調査方法：郵送による配布回収方式、成人式参加者への直接配布
- ・調査期間：平成24年1月8日～1月31日

③回収結果

- ・調査票送付数 3,000票
- ・回収数 1,229票（無効票数 2票） 回収率：41.0%
- ・有効回答数 1,227票 有効回答回収率 40.9%

④主な回答結果



施策の満足度 【5段階評価】	
【全体平均】	
◎満足…4.2%	やや満足…10.7% →14.9%
○普通…63.6%	
△不満…5.9%	やや不満…15.7% →21.6%
【満足度が低い施策】	
◆充実した公共交通網の整備	
◆安全で快適な道路環境の整備	
◆就労に関する情報提供	
◆生活排水処理整備	
◆消費生活に関する情報提供	

施策の重要度 【5段階評価】	
【全体平均】	
◎重要…29.4%	やや重要…27.3% →56.7%
○普通…39.5%	
△あまり重要でない…2.6%	重要でない…1.2% →3.8%
【重要度が高い施策】	
◆充実した公共交通網の整備	
◆交通安全・防犯体制	
◆あらゆる人が住みなれた地域で安心して暮らせる環境の整備	
◆消防・救急・防災体制	
◆高齢者への支援、相談体制	

今後5年間の重要施策 〔上位5位〕 ※複数回答	
◆充実した公共交通網の整備	…385人(31.4%)
◆あらゆる人が住みなれた地域で安心して暮らせる環境の整備	…350人(28.5%)
◆高齢者への支援、相談体制	…331人(27.0%)
◆交通安全・防犯体制	…292人(23.8%)
◆安全で快適な道路環境の整備	…251人(20.5%)

町の将来像 〔上位5位〕 ※複数回答	
◆公共交通の利便性の高いまち	…452人(36.9%)
◆高齢者や障がい者が健康で生きがいを持って住めるまち	…396人(32.3%)
◆子育て支援の充実や子育てする環境が整備されたまち	…382人(31.2%)
◆下水道、生活道路、歩道などが整備された生活しやすいまち	…293人(23.9%)
◆大型店舗が充実した買い物に便利なまち	…254人(20.7%)

(2) 地区別町民懇話会

①目的

第5次総合振興計画策定にあたり、総合振興計画策定の意義の周知を図るとともに、幅広く町民の意見・要望を聴取し、施策等に反映させることを目的とし、第5次総合振興計画策定に係る地区別懇話会を実施しました。

②日時・場所・参加人数

延べ 129人

	対象地区	日時	会場	参加者数
①	金杉・築比地・魚沼地区	11月12日(月)	老人福祉センター	32人
②	松葉・松伏第5区 ゆめみ野・田島地区	11月14日(水)	中央公民館2階 201・202研修室	27人
③	上赤岩・下赤岩地区	11月16日(金)	赤岩農村センター	13人
④	田中・松伏第3区 松伏河原・内前野地区	11月19日(月)	役場第二庁舎3階 301会議室	27人
⑤	大川戸地区	11月20日(火)	まつぶし緑の丘公園 レクチャーホール	19人
⑥	全地域	12月 2日(日)	役場第二庁舎3階 301会議室	11人

(3) 町民意識調査と地区別町民懇話会からみた町民ニーズ

安全・安心に対する高いニーズ

意識調査で、重要度の高い施策として、「交通安全・防犯体制」「あらゆる人が住みなれた地域で安心して暮らせる環境の整備」「消防・救急・防災体制」「高齢者への支援、相談体制」と安全・安心の分野が多くあげられ、東日本大震災を契機に災害への高い関心がこうした結果につながっているものと考えられます。

保健・医療・福祉サービスへの高いニーズ

意識調査で、重要度の高い施策として、「高齢者への支援、相談体制」「子育て支援の充実や子育てのための支援、相談体制」「障がい者への支援、相談体制」があげられています。

また、町の将来像は、「高齢者や障がい者が健康で生きがいを持って住めるまち」「子育てする環境が整備されたまち」等があげられ、少子・高齢化が進むなかで、地域で安心して生活を続けることができる保健・医療・福祉サービス体制の充実が求められています。

豊かな自然を維持する

意識調査では、松伏町の住みよさ、くらしやすさは「静かである」を5割以上と最も多く、次いで「自然環境が良く健康に過ごせる」が4割となっています。町のイメージについても「川に囲まれたのどかな田園のまち」が5割近く、次いで「東京近郊のわりに自然環境が残っているまち」となっています。

豊かな自然環境は松伏町の強みの一つです。こうしたことから生活環境や居住空間と、町の特色である田園環境との調和を図ったまちづくりが求められています。

地域の実情に即した生活環境整備

町民懇話会で意見の多かった道路や生活排水については、意識調査においても不満度が高いものとなっています。道路については、比較的全町的なものですが、生活排水については、農村地域を中心に改善要望が多くあげられています。

公共交通・買い物の不便さへの対応

意識調査では、松伏町の住みにくさ、くらしにくさは、「娯楽や食事を楽しむ場がない」が約5割と最も多く、次いで「通勤・通学に不便である」と「都会に出るのが不便」が3割を超え、「買い物等の日常生活が不便」が2割を超えています。

転出意向の理由の上位も「公共交通網が不便」「日常の買い物の利便性がよくない」といった利便性に関する項目が上位にあげられています。

「充実した公共交通網の整備」は施策の重要度は最上位となっており、公共交通網のさらなる改善が望まれています。

関心・ニーズが高い就労機会

産業の振興については、「就労に関する情報提供」が不満で上位にあげられています。商工業や農業といった地域産業への不満を上回り、就労機会への高い関心とニーズをうかがうことができます。

4 まちづくりの主要課題

～町を取り巻く社会潮流と町民ニーズから見た、今後のまちづくりの主要課題～

人口減少と少子・高齢化に対応したまちづくり

本町は、国勢調査ベースで平成 22 年 31,153 人とこれまでの国勢調査のなかで最も多い人口となっていますが、平成 2 年からの 5 年間ごとの増加率は 14.8%、4.5%、6.3%、1.0% と次第に低下しつつあります。

高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の割合）は平成 22 年の国勢調査では 19.9%と県平均（20.4%）をやや下回りますが、本町の人口構成上大きな割合を占める団塊の世代が間もなく 65 歳以上になることから、高齢化率は急速に高まることが予測されます。

そのため、人口減少と少子・高齢化は、地域活動の低下や税収の減少などにつながることから、定住化の促進や子育て支援など人口減少を防ぐ対策が必要です。

生活を支える基盤や安心への配慮

「安全で快適な道路環境の整備」や「生活排水処理整備」といった生活の基盤や「安心して暮らせる環境の整備」などへの不満が高くなっています。生活の基盤といったインフラについては、区画整理地区内では整備が進んでいるものの、既存の集落やその周辺については未整備なところが多いのが現状です。

また、「安心して暮らせる環境の整備」は、「交通安全・防犯体制」や「高齢者の支援、相談体制」などととも、施策の重要度においても上位にあげられ、安全・安心へのニーズが高くなっています。

人口減少や財政制約の強まりを踏まえ、これまで地域で蓄積してきたストックを有効に活かし、町民が快適に安心して安全に生活できる対策が必要です。

環境に配慮したまちづくり

環境との共生がまちづくりの大きなテーマとなっていますが、もとより本町では、農業生産などを通して環境との調和に努めてきています。

しかし、一方で二酸化炭素の大量排出やごみの廃棄などにより、地球規模で環境問題が深刻化しています。また、東日本大震災と福島原子力発電所の事故を契機に資源やエネルギー問題への関心も高まっています。

町民一人ひとりが、環境にやさしい生活スタイルへの心がけや地域で再生可能なエネルギーの導入を進めるなど、環境にやさしい暮らしの実現の対策が必要です。

地域経済の活力低下への対応

国の経済は低成長が続いており、製造業の生産拠点が海外に移転するなど地域経済の基盤が弱まってきています。

雇用においては、企業が雇用形態や賃金体系を見直したことなどにより、非正規雇用者が増加しています。また、若者を中心にフリーターやニートが増加しており、社会問題となっています。

こうした厳しい状況のなか、魅力あるまちづくりにより企業が立地したくなる環境の整備や身近な生活関連サービスの育成など、雇用機会の確保・創出に取り組んでいく必要があります。

情報化への対応

パソコンや携帯電話などの普及により、生活や産業などあらゆる分野において、ICT（情報通信技術）の活用が進められ、インターネットを通じて新たな人間関係がつけられたり、情報ネットワークを利用した新たなサービスが可能となるなど、生活スタイルをはじめさまざまな社会活動が大きく変化しつつあります。

情報化の便利さが広く町民に享受されるよう、ICTを積極的かつ効果的に活用していくための能力を高めると同時に、町民、企業などさまざまな活動主体の活性化をめざしたシステムの構築が必要です。

地方分権改革と協働の推進

地方分権が進み、国から地方自治体への義務付け・枠付けなどが見直されるなど、今後地方自治体は地域の実情に応じた対応を適切に実施していくことが求められています。

新しい課題解決に向けては、行政だけで解決することは難しくなっており、町民の発案やアイデアの活用したり、町民、自治会、各種団体、NPO、企業など地域のさまざまな活動主体が、行政と連携して力を発揮できるような協働の仕組みづくりを構築していくことが必要です。

第2章 基本構想

1 町の将来像

第4次総合振興計画の将来像は、「笑顔と夢が花咲く、緑あふれるみんなのまち！」と決めました。

第5次総合振興計画においては、第4次総合振興計画の大枠を引き継ぐと同時に、誇りの持てる松伏を発信し続けることにより、次の世代へつなぐことができるよう、「笑顔が未来に広がる」としました。

笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！

「笑顔」には、優しさあふれる人づくりの意味が込められています。

「未来に広がる」は、誇りの持てる松伏を発信し続け、未来に広く目を向け、何事にも積極的に挑戦し、交流が広がっていく意味が込められています。

「緑あふれる」は、松伏町に住む実感としての豊かさの意味が込められています。

2 まちづくりの視点

誰もが健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくる

子どもから高齢者まで、町民誰もが健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

- ◆生涯にわたり健康で幸せに暮らせるまちづくり
- ◆地域で安心して暮らせるまちづくり
- ◆子どもが輝き、人を育てる心豊かなまちづくり

町民が主体となったにぎわいのまちをつくる

地域コミュニティによる新たな交流や、多様な人材を活かした雇用を図り、活気とにぎわいにあふれたまちづくりを進めます。

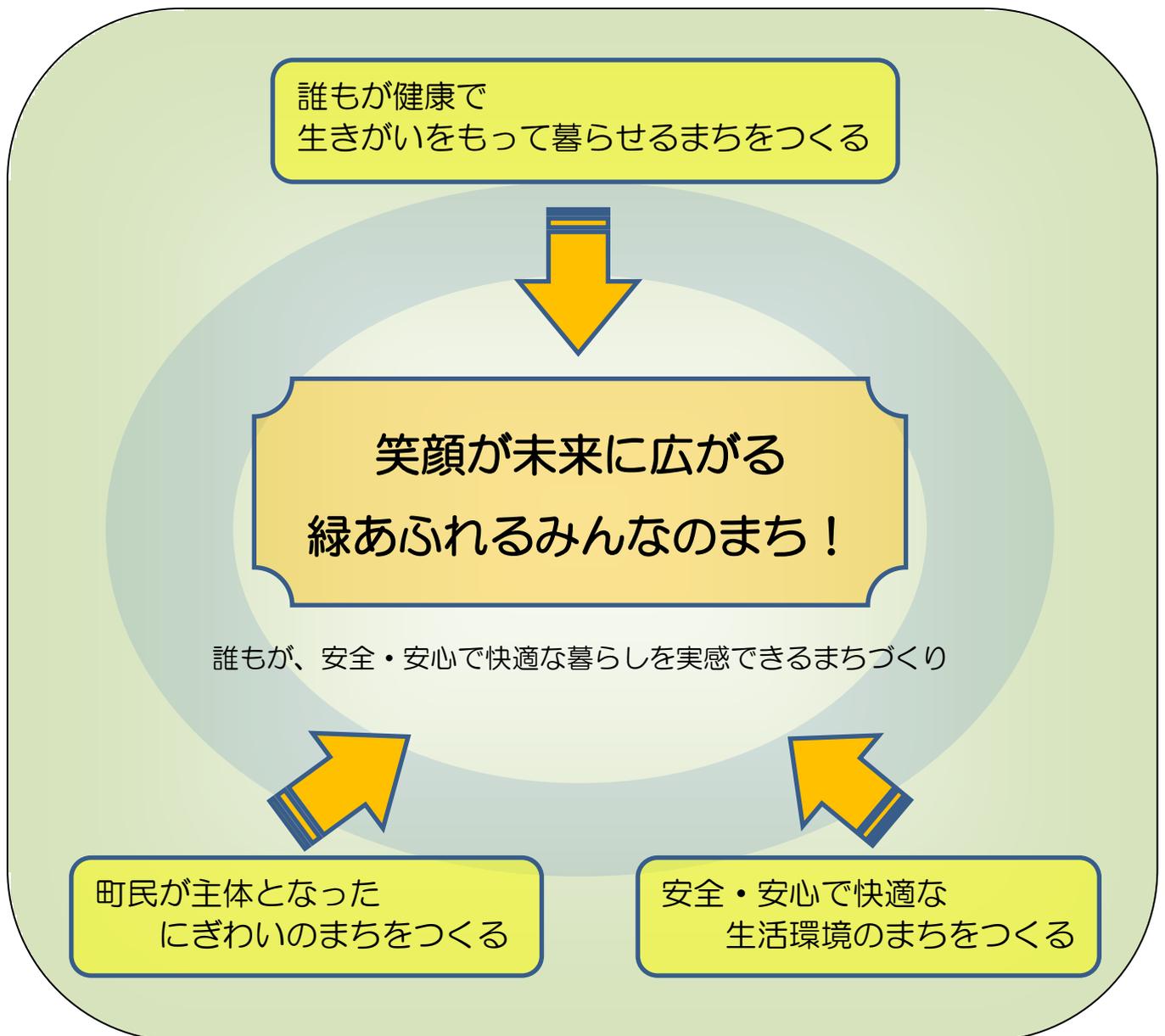
- ◆地域の活性化をめざすまちづくり
- ◆新たな交流ができるまちづくり
- ◆高齢者や女性など多様な人材を活かしたまちづくり
- ◆多様な主体と行政が役割分担した、協働のまちづくり

安全・安心で快適な生活環境のまちをつくる

水と緑にあふれた自然環境の中で、日常生活から災害時まで、誰もが安全で安心して快適なくらしのできるまちづくりを進めます。

- ◆災害に強く、安心して暮らせるまちづくり
- ◆犯罪や事故の少ない安全なまちづくり
- ◆環境と共生する快適な居住空間のまちづくり

まちづくりのイメージ



3 将来人口

基本構想目標年度の平成 35 年度の将来目標人口を **31,000 人** と設定します。

コーホート要因法による推計をした結果、本計画の目標年次である平成 35 年には、30,000 人程度になることが予想されますが、土地利用計画の見直しによる地元での雇用機会の促進や住みやすい環境を整備し、地域の定着を図ることによって、目標人口達成をめざします。

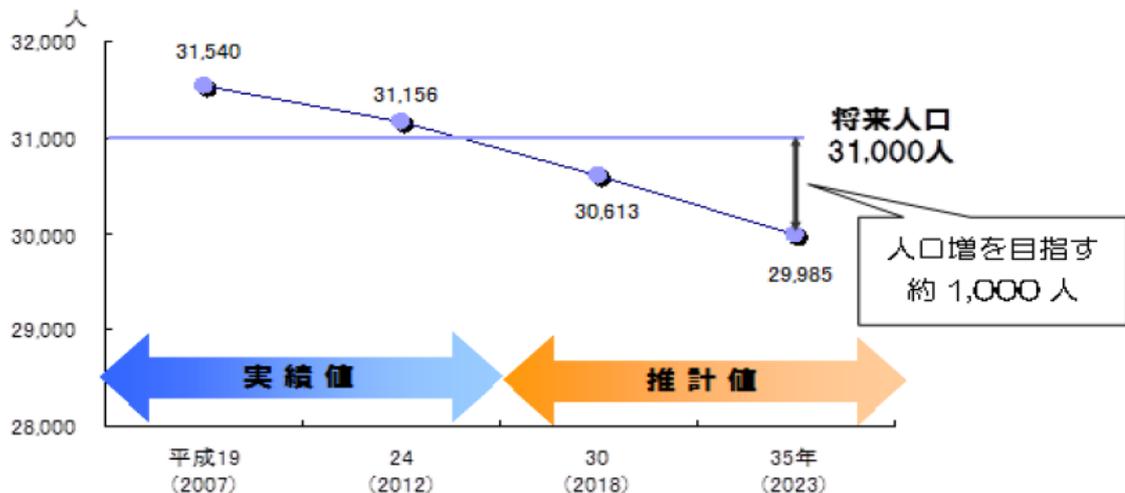
推計人口

年齢階級	実績						推計					
	平成19年(2007年)			平成24年(2012年)			平成30年(2018年)			平成35年(2023年)		
	総数	男	女									
総数	31,540	15,952	15,588	31,156	15,752	15,404	30,613	15,423	15,190	29,985	15,036	14,949
0~4	1,436	713	723	1,182	644	538	956	496	460	907	469	437
5~9	1,752	884	868	1,491	744	747	1,158	632	526	968	507	461
10~14	1,820	940	880	1,776	903	873	1,414	710	704	1,147	620	527
15~19	1,673	868	805	1,765	916	849	1,679	847	832	1,392	698	694
20~24	1,860	968	892	1,558	804	754	1,676	866	811	1,631	821	810
25~29	1,930	1,014	916	1,575	818	757	1,471	761	710	1,604	829	775
30~34	2,384	1,261	1,123	1,779	958	821	1,559	814	745	1,483	771	712
35~39	2,766	1,436	1,330	2,438	1,269	1,169	1,766	944	822	1,576	823	754
40~44	1,959	1,051	908	2,759	1,451	1,308	2,308	1,239	1,069	1,774	968	806
45~49	1,808	900	908	1,946	1,050	896	2,694	1,424	1,270	2,304	1,239	1,065
50~54	2,099	1,071	1,028	1,784	873	911	2,065	1,102	963	2,663	1,400	1,262
55~59	2,871	1,440	1,431	2,032	1,035	997	1,760	874	886	2,012	1,069	943
60~64	2,215	1,152	1,063	2,790	1,373	1,417	1,922	964	958	1,720	849	871
65~69	1,926	975	951	2,127	1,080	1,047	2,523	1,224	1,299	1,858	915	944
70~74	1,301	635	666	1,815	897	918	2,115	1,042	1,073	2,396	1,138	1,257
75~79	814	365	449	1,142	528	614	1,660	784	875	1,902	897	1,006
80~84	510	182	328	647	262	385	1,040	438	603	1,402	608	793
85~89	278	73	205	361	113	248	531	187	344	786	291	496
90~	138	24	114	189	34	155	317	76	242	461	125	336

資料：住民基本台帳(外国人登録者含む) 4月1日

年齢3区分人口及び構成比

年齢階級	平成19年(2007年)			平成24年(2012年)			平成30年(2018年)			平成35年(2023年)		
	総数	男	女									
総数	31,540	15,952	15,588	31,156	15,752	15,404	30,613	15,423	15,190	29,985	15,036	14,949
0~14	5,008	2,537	2,471	4,449	2,291	2,158	3,527	1,839	1,689	3,021	1,596	1,425
15~64	21,565	11,161	10,404	20,426	10,547	9,879	18,899	9,834	9,065	18,159	9,466	8,693
65~	4,967	2,254	2,713	6,281	2,914	3,367	8,186	3,750	4,436	8,805	3,974	4,831
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0~14	15.9	15.9	15.9	14.3	14.5	14.0	11.5	11.9	11.1	10.1	10.6	9.5
15~64	68.4	70.0	66.7	65.6	67.0	64.1	61.7	63.8	59.7	60.6	63.0	58.1
65~	15.7	14.1	17.4	20.2	18.5	21.9	26.7	24.3	29.2	29.4	26.4	32.3



4 まちづくりの目標 ～ 主要施策 ～

大綱 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり

～ 子育て支援の施策 ～

家庭の大切さや地域のなかでの支えあいを基本にしながら、安心して子どもを育てることができるよう、子育てにかかる親の経済的、精神的負担の軽減を図ります。また、ひとり親家庭の自立を支援します。

子ども・子育て関連3法の施行に向けて、新制度への円滑な移行を図り、子どもの健やかな発育と発達を支援するほか、仕事と育児が両立できるよう多様な保育サービスや子どもの居場所の拡充を図ります。

学校では、子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をはぐくむための教育を推進します。その推進を図るために、学校施設の整備、就学相談の充実、教職員の資質能力の向上等、学校の教育環境の充実を図ります。また、学校と家庭、地域との連携、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

①子育て家庭への支援

- ◎育児に対する孤立感の解消
- ◎経済的支援の拡充
- ◎仕事と子育ての両立支援の推進

②子どもが健やかに育つ環境の整備

- ◎子ども・子育て支援新制度への適切な対応
- ◎母子保健・医療の拡充
- ◎充実した子育て環境の形成
- ◎青少年健全育成の推進

③学校教育の充実

- ◎「生きる力」をはぐくむ教育の推進
- ◎学習しやすい教育環境の充実
- ◎地域・家庭・学校の連携

大綱2 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり

～ 健康・福祉・社会保障の施策 ～

住み慣れた地域のなかで、高齢者、障がい者、子どもをはじめすべての町民が健康で豊かな暮らしを送ることができるよう、互いに助けあい、支えあう福祉のまちづくりを進めます。

心も体も健康で元気に長生きすることができるよう、ライフステージに応じた健康づくり事業や保健サービスの推進を図ります。また、医療ニーズの高度化や救急医療ニーズの増大に対応するため、医療機関と連携し、地域医療体制を充実させます。

急速に進む高齢化社会のなかで、高齢者が生きがいをもって健康で長生きできるよう、健康増進や介護予防、生きがいづくりの充実などに取り組むほか、介護が必要な高齢者にきめ細やかなサービスが提供できるように在宅介護サービスの向上と介護福祉施設の充実に努めます。

障がいのある人が、社会の一員として地域で暮らすことができるよう、相談支援や障がいに応じた福祉サービスの充実拡充に取り組むとともに、社会参加や就労を支援します。

医療保険制度や介護保険制度の健全な運営を図るほか、公的年金（国民年金）制度の正しい理解を促します。また、生活に困窮している町民への適切な支援に努めます。

①健康づくりの推進

- ◎健康づくりを行う環境の醸成
- ◎スポーツによる健康づくりの推進
- ◎地域保健対策の推進
- ◎地域医療体制の拡充

②地域で支える福祉の推進

- ◎地域福祉活動の促進
- ◎心のバリアフリー化の推進
- ◎要援護者の見守り活動の促進

③高齢者福祉の推進

- ◎生きがいづくりの推進
- ◎介護予防の推進
- ◎生活支援の充実
- ◎地域ケア体制の強化

④障がい者（児）福祉の推進

- ◎社会参加の促進と就労支援の推進
- ◎相談支援の拡充
- ◎地域生活支援の拡充

⑤社会保障制度の適性な運用

- ◎医療保険制度の適正な運営
- ◎介護保険事業の適正化
- ◎国民年金制度の周知
- ◎生活自立への支援

大綱3 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり

～ 人権・男女共同・地域コミュニティの施策 ～

21世紀は「人権の世紀」といわれ、時代の潮流として人権文化の構築が求められています。町民一人ひとりが尊重されるよう、人権尊重についての理解を深めます。

男女の平等はさまざまな法律や制度で保障されていますが、性別による役割分担意識の是正や、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の実践に向け、取組みを進めます。

町民と行政の協働のまちづくりに向けては、町民がまちづくりに参画しやすい環境を整えるとともに町民と行政の意識改革やそれぞれの役割分担を明確にした上で、協働関係を築きます。

健康づくりや生きがいを求める意識が高まるなか、生涯学習やスポーツ活動が活発に展開されるよう仕組みづくりや環境整備を行い、活動が継続的に行われるよう支援します。また、文化・芸術は人生を豊かにすることから、さまざまな文化・芸術に親しむ機会や場の提供に努めるとともに、豊かな地域文化や芸術を育む活動を支援します。

外国籍住民の活動と定住化が進むなか、お互いの考えや文化・習慣を尊重しあう多文化共生社会を構築します。また、町民一人ひとりが広い視野を持ち、国内・国外を問わず、積極的な交流活動を行うことを支援します。

①人権の尊重

- ◎啓発・教育活動の推進
- ◎人権相談体制の充実

②男女共同参画社会の推進

- ◎男女平等の意識づくりの推進
- ◎男女共同参画の推進
- ◎男女対等な社会づくりの推進

③協働によるまちづくり

- ◎町民参画の仕組みづくり
- ◎協働の担い手の育成

④地域コミュニティの推進

- ◎コミュニティ意識の啓発
- ◎自治会活動の活性化の促進
- ◎多文化共生の推進

⑤スポーツ・芸術・文化活動の推進

- ◎スポーツ活動の充実
- ◎芸術・文化活動の充実
- ◎多様な学習機会の提供
- ◎広域交流の充実

大綱4 活気あふれるにぎわいのまちづくり

～ 産業振興の施策 ～

基幹産業としての農業については、いのちと健康を育む重要な産業として、安全でおいしい食の生産を基本に、安定的な生産体制の確立と新しい挑戦を進めることにより、魅力ある農業振興を図ります。集落の生産組織の育成、担い手の育成、地産地消の推進、加工による6次産業化など、さまざまな取組みにより農業の活性化を図ります。

工業については、既存企業の経営の安定化のための条件整備とともに企業誘致を図ります。

商業については、地域コミュニティづくりと結びつけた活気ある商業を育てます。また、(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺の新市街地については、職住近接をめざした新たな人口増加の受け皿とともに新たな雇用の場を創出する産業集積を進めます。

町民が安心して働くことができる、やりがいのある就労の場を確保するとともに、日常の暮らしを支える生活サービスを提供できるよう、コミュニティビジネスへの支援を図ります。

①農業の振興

- ◎都市型農業の推進
- ◎担い手の確保・育成
- ◎農地の保全・有効利用

②商工業の振興

- ◎企業誘致の推進
- ◎商工業の活性化
- ◎観光振興への取り組み

③雇用の促進と勤労者支援

- ◎雇用安定の促進
- ◎勤労者支援の推進

大綱5 利便性の高い快適空間のまちづくり

～ 生活基盤整備の施策 ～

自然環境と都市的環境が調和した土地利用を進め、安全で快適な生活環境の確保と産業の発展を図ります。また、松伏の風土にふさわしいゆとりある住まいづくりを進め、自然や田園風景にとけ込んだ松伏らしい景観づくりに取り組み、町民の参加を図りながら地域に即したまちづくりを推進します。

道路網は、広域的な幹線道路の整備を促進し、町道については計画的な整備と維持管理を図ります。町民の足である公共交通は、バス利用の促進とバス路線の充実に取り組み、町民の暮らしを支える公共交通の確保に努めます。

町民の誰もが快適さを実感できるよう、生活環境の基礎的な条件である、地域の特性に応じた下水処理システムの普及拡大と水道水の安定供給を図ります。

身近に水と緑にふれあうことのできる自然環境を、次の世代に引き継いでいくことができるよう、公園・緑地の計画的な整備と、協働による緑化の推進や維持・管理を図ります。

①地域特性に即したまちづくりの推進

- ◎適切な土地利用の推進
- ◎地域の特徴に合ったまちづくりの推進
- ◎景観の保全・活用
- ◎特色あるまちなみ景観の形成

②道路網の整備

- ◎幹線道路の整備
- ◎生活道路の整備
- ◎道路環境の整備

③公共交通の整備

- ◎バス交通の充実と環境整備
- ◎高速鉄道東京8号線の整備促進

④快適な生活環境

- ◎下水道施設の利用促進
- ◎下水道雨水幹線の整備と長寿命化の推進
- ◎合併処理浄化槽の設置促進と維持管理
- ◎上水道の充実

⑤水と緑のネットワークの形成

- ◎公園・緑地の整備充実
- ◎緑化の推進
- ◎水辺空間の利用促進

大綱6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり

～ 生活環境の充実の施策 ～

地球環境問題への理解を深め、町民と行政が連携を図りながら省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用と活用を進めます。日常生活のなかで発生する騒音・振動・悪臭といった公害や不法投棄の防止など、安全で快適な生活環境の確保を図ります。

ごみの排出量は、ごみの減量や再資源化により減少傾向にあります。循環型社会の構築に向け、4R活動によるごみの抑制と有効活用を進めます。広域によるごみ処理体制の充実に努めます。

日頃の安心・安全を確保するため、交通安全対策の推進や地域ぐるみの防犯体制を構築するとともに、消防・救急体制の強化、火災の予防活動などを推進します。

また、大規模な災害に備えて、災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害発生時に生命や財産を守ることができるよう、総合的な防災体制の充実、地域防災力の向上などを図ります。

インターネットや携帯電話の普及により、悪質商法や詐欺事件が横行しています。特に高齢者をねらった被害が増えています。安全な消費生活への支援に向け、消費者被害の未然防止や消費生活相談の充実に取り組みます。

①環境の保全・創造

- ◎環境にやさしい生活スタイルの構築
- ◎良好な生活環境の保全・創出
- ◎環境汚染の防止

②総合的なごみ処理の推進

- ◎ごみの減量化・再資源化の推進
- ◎ごみ処理体制の充実

③交通安全・防犯体制の充実

- ◎交通安全の推進
- ◎防犯体制の充実

④防災・消防・救急体制の充実

- ◎消防・救急体制の充実
- ◎防災体制の充実
- ◎災害に強いまちづくりの推進

⑤安全な消費生活への支援

- ◎消費者の自立の支援
- ◎消費者相談体制の充実

大綱7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

～ 行財政運営の充実の施策 ～

社会経済環境が大きく変化するなかで、多様化、高度化する町民ニーズに素早く対応できるよう行政改革を推進し、効率的、効果的な行政運営を進めます。

財政については、自立的なまちづくりを推進する上で、欠かすことができない税収の安定化と自主財源の拡充に取り組むとともに、将来にわたる財政の健全性を確保します。

町民の生活や地域の経済活動が広域化しており、日常的な結びつきの強い近隣自治体と連携・協力した広域行政を推進するとともに、地域全体の発展を考慮した合併について検討を進めます。

①行政運営の改革

- ◎行政改革の推進
- ◎効率的な行政運営
- ◎サービスの向上

②財政運営の改革

- ◎計画的な財政運営
- ◎財源の確保
- ◎財政健全化の推進

③広域行政の推進

- ◎近隣自治体との連携強化
- ◎広域処理業務の充実

5 土地利用構想

恵まれた自然環境を活かしつつ、秩序あるまちの発展を図るため、次の4地域に区分し、土地利用を図っていきます。

また、地域の活性化を図るため、2つの「活性化推進地区」を位置づけ、重点的に土地利用を図っていきます。

●自然環境活用地域

水と緑を活用した憩いと交流の場を形成します。

①水辺空間活用地区

江戸川、大落古利根川、中川の沿川については、豊かな水辺空間を保全することを基本とし、町民の憩いの空間として活用します。

②公園関連地区

まつぶし緑の丘公園、松伏記念公園・総合公園については、より多くの町民の憩いの拠点となるよう公園機能の向上を図り、交流の活性化を促進します。

●田園環境活用地域

農業の振興と生活環境の改善の両立をめざします。

③農業活性化地区

中川沿いに広がる米作地帯では、農業の担い手への土地利用集積を促進します。

④農住環境調和地区

地産地消などによる都市型農業を推進するとともに、住宅地は、道路や排水路などの整備を進め、周辺との調和を図りながら生活環境の改善を図ります。

●市街地環境整備地域

現在の市街化区域は、人口が集中している地区として、一戸建て中心の良好な居住環境の整備や保全に努めます。

⑤市街地住環境形成地区

土地区画整理事業の実施などにより都市基盤施設が比較的整っている地区は、適切な維持管理を進め、居住環境の水準の維持に努めます。

既存の住宅地は、生活道路の改善や小公園の整備などを進め、地区の特色を活かした快適な居住環境の形成をめざします。

⑥商業集積地区

住宅地のなかに商業施設などがまとまって立地している地区については、周辺の住環境や道路網の整備などを進め、集客力の向上を側面から支援します。

⑦沿道サービス地区

周辺の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

東埼玉道路沿いの地域についても、道路開通による交通量増加などの地理的ポテンシャルが期待されることから、周辺環境との調和を図りながら、沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

●工業集積地域

東埼玉テクノポリスと大川戸地区に整備される工業団地では、企業立地に適切な環境の整備に努めます。また、市街地内ミニ工業団地や新市街地地域との連携を考慮し、周辺の環境に合わせた新たな産業団地の整備を図ります。

⑧工業集積地区

工業集積地区では、周辺の住環境や自然環境に配慮しながら、新たな企業誘致を図ります。

「活性化推進地区」

●職住近接と核づくりによる新市街地地域

(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺は、職住近接をめざした新たな人口増加の受け皿とともに新たな雇用の場を創出する産業集積を進めます。

また、高速鉄道東京8号線の松伏新駅を想定した、町のシンボルとなりコミュニティの要となる交流の場づくりをめざした核づくりに努めます。

●北部地域の拠点区域

老人福祉センターとその周辺地域を北部地区の拠点として位置づけ、多くの町民が集える憩いの場としての機能を充実させ、地域の活性化を図ります。

